

新型コロナウイルス関連情報

(日本へ帰国の際に必要なスマートフォン用アプリの登録・利用について)

現在、日本の水際措置により、日本へ入国するすべての方に対して、日本入国後14日間における自宅等での待機や健康状態の確認等の実施のため、お持ちのスマートフォンに指定アプリ(位置情報確認アプリやビデオ通話アプリ等)をインストールの上、利用いただくことが求められています。帰国時の検疫手続の際に、検疫係官がアプリをインストールしていることを確認しますので、入国前にインストールを完了していただくようお願いします。

またこれに関連して、このたび厚生労働省より、居所確認のために必要となるビデオ通話アプリについて、これまで指定されていた「Skype」から新たに「MySOS」に変更になったとして案内がありましたので、併せてお知らせします。

なお、アプリをインストールできるスマートフォンをお持ちでない場合には、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタル※していただくようお願いすることになりますので、ご注意ください。

※レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となります。クレジットカードをご用意いただく必要があります。

アプリの詳細につきましては、以下の厚生労働省のホームページをご参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(アプリのインストール方法や使い方について)

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

その他日本に帰国する際に必要となる手続や書類については、以下をご確認ください。

●検査証明書の提示について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

●誓約書の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

●質問票の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html